

八幡平市特別定額給付金（仮称）事業の実施について

【発表の要旨】

令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されたことを受け、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援するため、特別定額給付金（仮称）事業を行います。

1 給付対象者および受給権者並びに給付額

- (1) 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において当市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 受給権者 世帯の世帯主
- (3) 給付額 1人につき10万円

2 給付金の申請及び給付の方法

- (1) 申請方法 感染拡大防止の観点から、給付金の申請は郵送申請方式またはオンライン申請方式を基本とし、やむを得ない場合に限り、窓口における申請を認めます。
 - 郵送申請方式
市から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送するものです。
 - オンライン申請方式
マイナンバーカードを持っている人が利用可能。マイナポータルから振込先口座を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請するものです。本人確認は、電子署名により実施します。
- (2) 給付方法
原則として、申請者本人名義の金融機関口座への振込みによります。

3 申請書送付開始および申請期限

- (1) 申請書送付開始 早期に送付を開始できるよう準備を進めています。振り込みは、市役所に申請書が届き次第、順次行います。
- (2) 申請期限 郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内となります。

【担当】

地域福祉課 福祉総務係
課長補佐兼福祉総務係長 本堂 清寿
電話 0195-74-2111（内線 1113）